

観 参 第 5 8 6 号
令和 5 年 1 月 17 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

「旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書及び
旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について」の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、行政手続及び民間手続に係る国民の負担や利便性の向上を図るため、押印を求める行政手続・民間手続について、その押印を不要とするとともに、民間手続における書面交付等について電磁的方法により行うこと等を可能とする見直しが行われました。

また、国民負担軽減の観点から、政府が所管手続等に関して写真の提出を求めている場合に、その写真のサイズ、人物配置に係る撮影条件及び撮影時期を集約する方針が、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームより示されたことから、国土交通省においても、国土交通省令に基づき写真のサイズ、人物配置に係る撮影条件及び撮影時期が定められている手続についての写真サイズ等の見直しが行われたところです。

これを踏まえ、別添のとおり、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書及び旅行サービス手配業務取扱管理者証の発行について」（平成30年4月9日観産第878号）の旅行サービス手配業務取扱管理者証の様式中、「印」を削り、写真サイズを「縦3cm×横2.5cm」から「縦3cm×横2.4cm」とする改正を行いましたので、通知します。

この通達は、令和5年2月28日から施行します。この場合において、施行日より前までに発行された管理者証は、当該管理者証の有効期間内に限り、本通達により発行された管理者証とみなします。

(別添)

旅行サービス手配業務取扱管理者証 様式
表面

旅行サービス手配業務取扱管理者証	
氏 名 _____	写真 縦 3.0cm 横 2.4cm
研修修了番号 _____	
発行年月日 _____	
有効期間 _____	
登録番号 ○○○○○○○○○○会社 電話番号	

裏面

(注意事項)
1 この管理者証は常に携帯し、請求があった場合は、いつでも提示する。
2 この証を貸与又は譲渡してはならない。
3 この証の記載事項に変更があった場合又は亡失棄損した場合には届け出て再交付を受ける。
4 新たに交付を受けたとき又は転退職したときは、発行者に返納する。